

2024年5月に改正道路交通法が公布

自転車に関するルール等が 順次改正されます



自転車に関連する事故が近年増加傾向にあることから、2024年5月に改正道路交通法が公布され、2024年11月以降、順次施行されています。罰則が強化されるとともに、新たに自転車にも反則金制度(青切符)が導入される予定です。

2024年11月施行の 改正事項

①「ながら運転」の罰則強化

自転車運転中にスマホ等で通話、画面を注視した場合、6カ月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金となります。また、「ながら運転」により交通事故を発生させるなどの危険を生じさせた場合、1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金となります。

②「自転車の酒気帯び運転」が 罰則の対象に

自転車の飲酒運転は禁止されていますが、以前は酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金という罰則が設けられていました。2024年11月以降は、「※酒気帯び運転」についても罰則規定が設けられ、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金となります。

飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供、または自転車を提供する場合にも罰則規定が設けられました。酒類提供者は2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金、自転車の提供者は3年以下の拘禁刑または50万円以下の

罰金となります。

※血液1mlにつき0.3mg以上または呼気1lにつき0.15mg以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること。

2026年に施行予定の 改正事項

①「自転車の交通違反」に青切符導入

2026年4月から、新たに自転車の交通違反に反則金制度(青切符)が導入される予定です。対象となる違反行為は113種類で、対象年齢は16歳以上です。主な違反行為と罰金は左記の通りです。

- ・携帯電話の使用(ながら運転)等…
12,000円
- ・信号無視…6,000円
- ・通行区分違反
(右側通行・歩道通行等)…6,000円
- ・二人乗り、2台以上の並走…
3,000円

②生活道路での法定速度が時速30kmに

2026年9月から、センターラインや中央分離帯のない幅5.5m以下の生活道路における、自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げら

れる予定です。道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路は、その速度が最高速度となります。

③自転車等の安全を確保する規定の 創設

車道において、自動車等と自転車等(特定小型原動機付自転車および軽車両(自転車))の接触事故を防ぐために、自動車等が自転車等の右側を通過する場合、左記の規定が新設されます。

- ・自動車等…自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない
- ・自転車等…できる限り道路の左端に寄って走行しなければならない

違反した場合、自動車等については3カ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金(交通の危険を生じさせるおそれがある場合は3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金)となります。自転車等については、5万円以下の罰金となります。

この規定については、2026年5月23日までに施行される予定です。